

人権だより

No.315 (2024.7)

権利と義務

きょうむか やまぐち たかふみ
教務課 山口 貴史

今年度から、身だしなみ指導の規定見直しやスマートフォンの持ち込み許可制など、宇和島南の校則が大きく改訂されました。宇和島南11年目の私は、まだまだ、違和感があります。

そもそも、学校を始めとした社会には必ずルールが存在します。それが、校則や法律のように文章化されている場合もあれば、道徳や習慣のように明文化されていないものもあります。なぜ、ルールがあると思いますか？

当たり前ですが、みんなには生まれながらにして、自由に平等に生きる権利を持っています。これは、憲法でも保障されている、全国民固有の侵すことのできない神聖な権利です。けれども、自分が生まれながらにして自由だからといって、それぞれが自分の権利ばかりを主張していけばどうなるでしょうか。「自由に生きる権利があるから、人の物を取っていい」「自由に生きる権利があるから他の人を傷つけてもよい」などでは、社会は成り立ちません。人と人が社会の中で一緒に生活していれば、そこには必ず利害の対立が生まれます。すべての人が気持ちよく暮らすために、各個人の権利の行使を少しずつ我慢しましょう、というのがルールの概念ではないかと思います。社会の授業でも勉強したかもしれませんが、権利の裏には、必ず義務が付きまといまいます。相手の権利を尊重せず、自分の義務を守らず、自己の権利のみを主張するのは「自由」のはき違えであり、「わがまま」以外の何ものでもありません。

校則にも同じことが言えます。校則というのは、宇和島南のすべての人が気持ちよく学校生活を送られるように、また、周りの人に宇和島南のすばらしさを知っていただくために、生徒と先生方がより良いものを作っていくものです。愛媛県県立学校振興計画によって、今、宇和島南は大きく生まれ変わろうとしています。その一員として、自覚ある言動を心掛けていきたいと思っています。



【人権委員の声】

最近では、権利の尊厳ばかりが重視される風潮があり、その結果だれかが不利益を被っているといったことが起こっているように感じます。もちろん権利の尊重は忘れられてはならない大切なものですが、人として守るべきルールは守らなければならないと感じました。
(6年生 人権委員)

自由だからといって何でもしていいわけではなくて、自由だからこそ責任ある行動が求められるものなのだと思います。自分ももちろん生きる権利を持った人間ですが、今、隣にいる人にも同じ生きる権利があるということを忘れずにいたいです。(6年生 人権委員)

僕も今年度からの大幅な校則の改定は驚きました。自由が認められれば認められるほど、そこには責任というものが伴っていき、一人ひとりの意識が重要になってくるんだなと最近よく思います。“自由”と“わがまま”を履き違えてしまうと自分にも相手にも良いことが一つもないので、相手がいること、そしてその相手のことを尊重することができる人間でありたいと思いました。(5年生 人権委員)

自分の権利を主張してばかりでは社会は成り立ちません。でも、権利を主張しなくてはできないことももちろんたくさんあります。自分勝手になるばかりではなく、相手のことも考えながら、みんなが過ごしやすい社会をみんなで作り上げる必要があると思いました。(3年生 人権委員)

人権委員会 今後の活動予定

先日の「命の授業」では公益社団法人被害者支援センターえひめ支援員の西川 和子さんのお話を聞き、みなさんはどう感じ、考えましたか？

これから夏休みを迎え、人権委員会では様々な学習会や研修会等に参加し、人権問題を学習してきます。参加した人権委員からぜひ感想を聞いてみてください。参加することができなくても、参加した人の話を聞く意識を持つことが人権を考えられる人の第一歩かもしれません。

8月1日 宇和島地区生徒人権委員会交流学習会(宇和島市番城福社会館)

8月9日 宇和島市人権教育協議会現地研修会

(ハンセン病療養施設長島愛生園:岡山県)

8月24日 人権フォーラム(八幡浜市)